

プロジェクトCDE利用規約

一般財団法人建築行政情報センター（以下「当センター」という。）は、建築物のライフサイクル全般における情報の共有基盤として提供するCDEサービス（以下「プロジェクトCDE」という。）の利用に関し、以下のとおり利用規約（以下「本規約」という。）を定める。

（目的）

第1条 本規約は、プロジェクトCDEの利用に関し、プロジェクトCDEの契約者（以下「契約者」という。）と当センターの間に適用される合意事項であり、両者間の契約内容を構成する。契約者が本規約に同意し、当センターの定める登録手続を完了した時点で、契約者と当センターとの間にプロジェクトCDEの利用に関する契約（以下「本契約」という。）が成立するものとする。

（サービスの内容）

第2条 当センターは、プロジェクトCDEを当センターが管理するクラウド上にて提供する。当センターは、プロジェクトCDEの維持管理について専門能力を有する者に委託することができる。この場合、当センターは、受託者の行為について責任を負う。

2 契約者は、アカウントを付与した者にプロジェクトCDEを利用させることができる。この場合、契約者は、契約者自らがプロジェクトCDEを利用するものとして本契約上の責任を当センターに対し負う。

3 契約者からアカウントを付与された者（以下「CDE利用者」という。）は、第5条に規定する接続環境を介して、建築物のライフサイクル全般における情報をプロジェクトCDEに登録することができる。

4 当センターは、CDE利用者がプロジェクトCDEに登録した情報（以下「登録情報」という。）の保管、照会、閲覧等に関するシステム処理を行う。なお、当センターが行うプロジェクトCDEに係る電算処理業務の詳細は、プロジェクトCDE詳細（別紙1）のとおりとする。

5 当センターは、契約者に対し、プロジェクトCDEを利用するためのユーザーID及びパスワードを発行する。契約者は、管理規程（別紙2）に基づき、当該ユーザーID及びパスワードを自らの責任において厳重に管理しなければならない。

6 当センターが行うシステムサポート業務の詳細は、システムサポート詳細（別紙3）のとおりとする。

7 当センターは、登録情報を漏えいしないよう、プロジェクトCDEを厳正に管理する。特に個人情報保護の観点から、十分な管理を行う。

（利用の制限）

第3条 契約者は、本規約に基づき提供されるプロジェクトCDEを、建築行政手続におけ

る BIM 図面審査等のプロセス（事前審査を含む。）に利用してはならない。

- 2 当センターは、契約者による本条の規定への違反又はその疑いがあると合理的に認められる場合には、登録情報若しくは利用状況を閲覧し、又は調査することができる。

（プロジェクト CDE 利用料支払いの方法及び期限）

第 4 条 契約者はプロジェクト CDE の利用料の支払い方法を、以下から選択する。

- ① クレジットカード支払い
- ② 銀行ネット(ペイジー)支払い
- ③ ATM(ペイジー)支払い
- ④ 払込票による支払い

- 2 プロジェクト CDE の利用料の支払期限は、以下のとおりとする。

- ① クレジットカード支払いは、即時払いとする。
- ② 銀行ネット又は ATM 支払いは、申込完了後支払方法が表示されたメール到着後 14 日以内とする。
- ③ 払込票による支払いは、払込票到着後 14 日以内とする。

（契約開始日）

第 5 条 プロジェクト CDE の契約開始日は以下のとおりとする。

- ① クレジットカード支払いの契約開始日は、クレジットカード決済が完了した日とする。
- ② 銀行ネット、ATM 又は払込票による支払いの契約開始日は、当センターが支払いを確認した日とする。
- ③ 更新利用料適用の場合の継続利用開始日は、前 2 号による決済が完了又は支払いを確認した日とする。

（確認申請用 CDE の契約期間）

第 6 条 確認申請用 CDE の契約期間は前条に定める契約開始日の翌月 1 日から起算して 1 年間とする。

- 2 契約期間満了の前月末までに契約者から利用中止の申し出がない場合は、引き続き 1 年間、契約期間が更新される。
- 3 契約者で会費をクレジットカードによる支払いを選択された場合は、契約期間更新時の支払いは自動引き落としとする。
- 4 前項の場合において、当センターは、クレジットカードによる自動引き落としが確認できない場合は契約者に電子メールで通知し、契約者が更新手続き未了の場合は本契約を終了とする。
- 5 契約者で利用料を銀行ネット、ATM 又は払込票による支払いを選択された場合は、当センターは契約更新時に契約者に電子メールで通知し、契約者は利用料の支払手続きを

行う。契約者が更新手続き未了の場合は本契約を終了とする。

(確認申請用 CDE の利用料)

第7条 契約者は、当センターに対し、プロジェクトCDE利用の対価として、以下の表に定めるプランに応じた利用料を一括で支払うものとする。

プラン	ストレージ容量	アカウント数	年間利用料 (消費税別)
プラン1	5GB	1	15,000 円
プラン2	15GB	3	45,000 円
プラン3	25GB	5	75,000 円
プラン4	50GB	10	139,500 円
プラン5	100GB	20	279,000 円
プラン6	150GB	30	418,500 円
プラン7	250GB	50	645,000 円

- 2 ストレージ容量又はアカウント数がプラン7を超える場合の利用料は、個別に協議するものとする。
- 3 当センターは、契約者が契約期間中にプロジェクトCDEの本契約を解約した場合であっても、当該期間満了までの利用料金が発生するものとし、日割計算による精算及び返金を行わない。なお、契約者は、解約後も、契約期間満了まではプロジェクトCDEを利用することができるものとする。
- 4 当センターは、契約者が契約期間中にプロジェクトCDEの利用プランを変更する場合、変更日の翌月よりプラン変更するものとみなし、サイトより差額を支払うものとする。なお、ストレージ容量及びアカウント数を少なくする場合であっても、差額の返金を行わない。

(接続環境の整備)

第8条 CDE利用者がプロジェクトCDEへのアクセスに使用する接続回線及び満たすべき端末機器の仕様は、プロジェクトCDE詳細(別紙1)のとおりとする。

- 2 CDE利用者は、前項に指定されたもの以外の接続回線を、プロジェクトCDEへのアクセスに使用してはならない。

(プロジェクトCDEの運用停止)

第9条 当センターは、あらかじめ契約者に通知して、点検、保守作業、法改正によるプロジェクトCDEの変更等のためにプロジェクトCDEの運用を停止することができる。

- 2 当センターは、天災等の不可抗力、火災、電力の供給停止、プロジェクトCDE格納施設の空調不具合、通信回線の事故等のときは、登録情報の保全のために、プロジェクトCDEの運用を停止することができる。
- 3 当センターは、前二項の停止期間について、損害賠償の責めを負わず、また、日割計算による精算及び返金を行わないものとする。

(事故等の調査・報告)

第10条 登録情報の漏えい等の情報セキュリティ事故が発生した場合、当センターはその原因を調査し、契約者に報告する。

2 前項の調査のため必要な場合、当センターは契約者に協力を求めることができ、契約者はこれに協力しなければならない。

(知的財産権の帰属)

第11条 契約者は、プロジェクトCDEに関する著作権、特許権その他の知的財産権をシステム開発者が有することを確認し、その権利を侵害する行為を行ってはならない。

(個人情報の取扱い)

第12条 当センターは、登録情報に個人情報が含まれていることを認識し、その保護に最大限の努力をするものとする。

(秘密保持)

第13条 当センターは、本規約の履行過程において知り得た秘密を他に漏えいしてはならない。

2 前項の秘密保持義務は、契約終了後も存続する。

(利用停止と解除)

第14条 当センターは、契約者が本規約の条項に違反したときは、契約者への催告の上、利用を停止し、又は本契約を解除することができる。

2 当センターは、契約者が次の行為を行った場合、契約者への催告なしにプロジェクトCDEの利用を停止し、又は本契約を解除することができる。

- ① 法令又は公序良俗に違反する行為を行った場合
- ② 当センター又は第三者に不利益を与える行為を行った場合
- ③ ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信する行為を行った場合
- ④ 第三者の設備等又はプロジェクトCDE用設備の利用若しくは運営に支障を与える行為を行った場合

3 当センターは、本契約が終了又は解除されたときは、登録情報をプロジェクトCDEから抹消し、契約者はプロジェクトCDEへのアクセス権を失う。

(損害賠償)

第15条 契約者又は当センターが本規約の条項に違反したときは、相手方はそれにより生じた損害の賠償を請求することができる。

2 法律上の原因の如何を問わず、当センターが契約者に対して負う損害賠償の総額は、当該損害が発生した日から遡って過去12ヶ月間に契約者が当センターに支払った利用料の

合計額を上限とする。ただし、当センターに故意又は重過失による場合は、法令に従い責任を負うものとする。

- 3 プロジェクトCDEの利用に関してCDE利用者に生じた損害については、当センターの故意又は重過失による場合を除き、契約者がCDE利用者との間で解決するものとする。
- 4 当センターは、次のいずれかの事項により契約者及びCDE利用者に生じた損害については、一切の責任を負わない。
 - ① 天災地変、騒乱、暴動等の不可抗力
 - ② 接続回線に起因する損害
 - ③ 導入している対策ソフトによって防げなかったコンピューターウイルスに起因する損害
 - ④ 善良なる管理者の注意義務をもってしても防御し得ない不正アクセス、アタック又は傍受
 - ⑤ 当センターの開発に係らないソフトウェア（OS、ミドルウェア等）及びデータベースに起因する損害
 - ⑥ 契約者の管理不備により発生した損害
 - ⑦ その他当センターの責めに帰すべからざる事由

（規約の変更）

第16条 当センターは、必要があると認める場合には、本規約の内容を変更することができる。この場合、当センターは、変更後の規約を当センターのウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により周知するものとする。

（紛争の解決）

第17条 本契約に起因する紛争については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

附 則

本規約は、令和8年7月1日から施行する。

別紙1 第2条第4項関係、第8条第1項関係：プロジェクトCDE詳細

当センターが提供するプロジェクトCDEの詳細について定める。

(目的)

第1条 プロジェクトCDEは、建築物のライフサイクル全般における情報の共有基盤として、CDE利用者が効率的かつ安全に情報を共有することを目的とする。

(機能)

第2条 プロジェクトCDEの機能及び操作方法は、当センターが契約者に提供する操作マニュアルによる。

(電算処理業務)

第3条 本規約第2条第4項の規定により当センターが行うプロジェクトCDEに係る電算処理業務は、CDE利用者がプロジェクトCDEにアクセスする間、前条に規定する機能に従い、CDE利用者の操作に応じて、次のとおりとする。

- ① プロジェクトCDEからの検索を行い、CDE利用者の端末機器にその結果を表示する。
- ② プロジェクトCDEを更新し、CDE利用者の端末機器にその結果を表示する。
- ③ CDE利用者間のデータ送受を行い、CDE利用者の端末機器にその結果を表示する。

2 電算処理業務の運用時間は、メンテナンス作業の実施期間(原則として毎週日曜日の9時から18時までとし、その他必要に応じて利用者に事前に周知する期間)を除く終日とする。

(動作環境)

第4条 本規約第8条の規定によるCDE利用者がプロジェクトCDEへのアクセスに使用する接続回線及び端末機器の仕様は、次のとおりとする。

① 接続回線

インターネット回線とする。

② 端末機器(パソコン)の動作環境

オペレーティングシステム(OS): Windows11

ただし、動作保証は、OS開発元のサポート期限までとする。

ブラウザ: Microsoft Edge、Google Chrome

ただし、動作保証は、ブラウザ開発元のサポート期限までとする。

別紙2 第2条第5項関係：管理規程（ユーザーID・パスワード等）

ユーザーID、パスワード等の管理に関する事項について定める。

（サイト管理者の登録）

第1条 契約者は、CDE利用者のユーザーID、パスワード及び受信メールアドレスを管理する責任者（以下「サイト管理者」という。）を定め、当センターに対し、当該サイト管理者の氏名及び受信メールアドレス並びにサイト名を登録しなければならない。

2 当センターは、前項の登録に基づき、契約者に対し、サイト管理者用のユーザーID及びパスワードを発行する。

3 契約者は、第三者に対し、当センターから発行されたサイト管理者用のユーザーID及びパスワードを貸与、譲渡、名義変更、売買等の処分をしてはならない。

（サイト管理者の権限と責務）

第2条 サイト管理者は、本契約上のアカウント数を上限とするCDE利用者に対し、職務上必要な範囲内で所要の利用権限を設定して、CDE利用者用のユーザーID及びパスワード（アカウント）を付与することができる。

2 サイト管理者は、CDE利用者がプロジェクトの終了、人事異動等によりプロジェクトCDEを利用しなくなった場合には、当該CDE利用者用のユーザーIDを抹消しなければならない。

3 サイト管理者は、CDE利用者がユーザーID及びパスワードを漏えいしないよう、管理を徹底させなければならない。

4 サイト管理者は、CDE利用者がユーザーID若しくはパスワードを紛失した場合、又は漏えいの疑いがある場合には、速やかに当センターに報告するとともに、当該ユーザーIDを抹消しなければならない。

（CDE利用者によるパスワードの管理）

第3条 CDE利用者は、前条第1項により付与されたユーザーID及びパスワードを入力し、ウイルス対策等セキュリティが講じられたパソコンを用いて、プロジェクトCDEを利用することができる。

2 CDE利用者は、漏えい防止のため、ユーザーID及びパスワードを他人に教えたり、書き留めて他人に見られる状態にしてはならない。

3 CDE利用者は、自らの職務の権限の範囲においてプロジェクトCDEを利用することとし、以下の各号のいずれかに該当する行為をしてはならない。

① 法令に反する行為

② CDE利用者、当センター又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利又は利益を侵害する行為

③ 本規約に違反する行為

別紙3 第2条第6項関係：システムサポート詳細

当センターが提供するシステムサポートの詳細について定める。

(システムサポートの内容)

第1条 当センターが提供するシステムサポートの内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める内容とする。

- ① 初期サポート
プロジェクトCDEの初期設定が完了した旨の通知
- ② 利用サポート
 - (1) プロジェクトCDEの操作方法に係る問い合わせ対応
 - (2) プロジェクトCDEの停止及び障害に係る情報提供
 - (3) プロジェクトCDEの改修予定その他の関連情報の提供

(システムサポートの実施方法)

第2条 システムサポートは、電子メール等の通信手段によって実施する。

(システムサポートの連絡先)

第3条 システムサポートの連絡先は、次のとおりとする。

電子メールアドレス：bim@icba.or.jp

2 前項の連絡先に変更が生じた場合は、当センターは利用者に速やかに変更の連絡を行う。

(システムサポートの実施時間)

第4条 システムサポートの実施時間は、祝祭日及び当センターの休業日を除く月曜日から金曜日までの9時30分から12時00分までと13時00分から17時30分までとする。